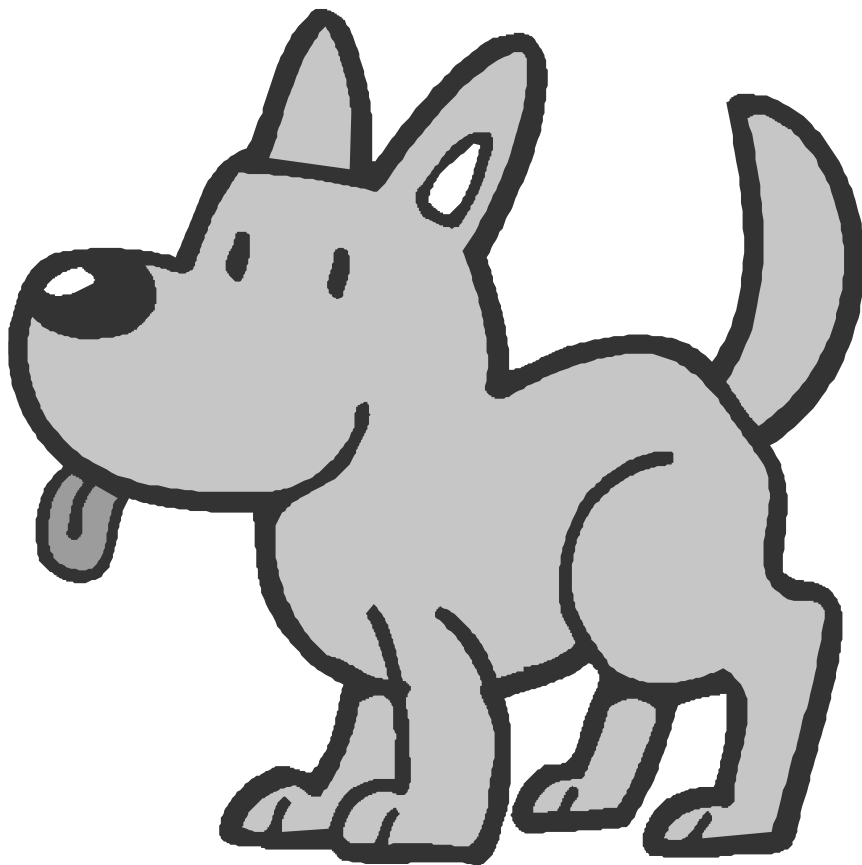


必ずお読み下さい!!

犬の飼いかた



留 萌 市

愛犬家の皆様へ

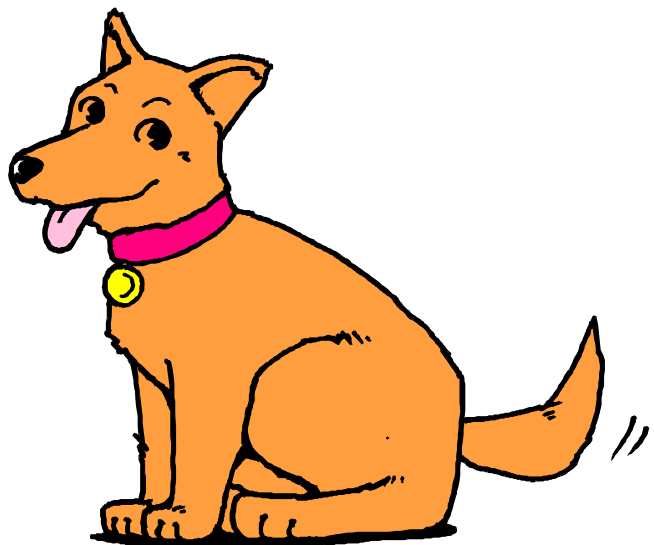
現在あなたは、縁があってかわいい犬を飼っておりますが、犬は本来性質がおとなしく、人によくなつき、飼い主のいいつけをよく守る非常に忠実な動物です。

しかし、飼い方、しつけ方を誤ると、人に咬みついたり、畑を荒らしたり、あるいは恐ろしい狂犬病にかかったりして、他人に思わぬ迷惑をかけてしまいます。

このことは犬に罪があるのではなく、責任は飼い主にあるのです。

犬の性質をよく理解し、正しいしつけ、正しい飼い方をすると犬ほどかわいい動物はありません。

どうか末永く家族の一員として、次のことをよく守りかわいがって下さるようお願いします。



犬の飼い主として 心得ておきたいこと

飼い犬の登録・狂犬病予防注射

【登録】

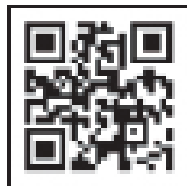
平成7年度より犬の登録は生涯に1回となりました。生後91日以上の子犬の飼い主は、30日以内に市役所へ犬の登録を申請し、鑑札を受け、犬の首輪につけなければなりません。

- ※ 室内犬も登録が必要です。
- ※ 鑑札は最終的には返還するものですので無くさないようにして下さい。



【マイクロチップの登録】

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。詳しくは、環境省ホームページをご確認ください。



環境省HP

<https://reg.mc.env.go.jp>

【狂犬病予防注射】

生後 9 1 日以上の子犬は、毎年度 1 回 6 月末までに、狂犬病予防注射をして注射済票の交付を受け、犬の首輪につけておかなければなりません。

※ 市役所では、登録台帳に基づき飼い主の方へ狂犬病予防注射の集合実施についてご案内をします。



なお、集合注射実施後に生後 9 1 日以上の子犬の飼い主になられた方、及び登録が明らかでない子犬の飼い主になられた方は、下記までご連絡下さい。

都市環境部環境保全課環境保全係
(☎ 4 2 - 1 8 0 6 課直通)

【狂犬病って何？】

狂犬病は発病すると 1 0 0 % 死に至る恐ろしい伝染病です。狂犬病という名称から犬だけの病気と思われがちですが、人や猫、その他ほとんど全てのほ乳類に感染する病気です。

狂犬病は、世界的には年間 3 万人から 5 万人が亡くなっています。

中国やロシアなど、日本近辺の国々では多くの人や動物での発生があり、狂犬病のウイルスを持つ野生動物などが何らかの形で海外から日本に持ち込まれ、日本で狂犬病が発生する可能性が指摘されています。

人の命、愛犬の命を守るように狂犬病の予防注射は必ず受けさせてください。

狂犬病予防法に基づく飼育者の義務

【犬の登録】

犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあっては、生後 91 日）から 30 日以内に、厚生労働省の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければなりません。

【犬の予防注射】

犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者）は、その犬について、厚生労働省の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければなりません。

〈注〉上記の事項に違反しますと 20 万円以下の罰金に処されます。



留萌市畜犬取締及び野犬掃とう条例 に基づく飼育者の義務

【畜犬の正しいけい留】

2 m 以内の綱または鎖で、犬が通路に出ないようにつなぐか、オリ・犬小屋もしくは室内で飼いましょう。ただし、目の不自由な人が使用する場合は除かれます。

〈注〉 上記の事項に違反しますと 10 万円以下の罰金または科料に処されます。

【捨てられません】

犬を捨てることはできません。犬を飼えなくなった場合には、新しい飼い主を見つけて引き取ってもらうか、留萌振興局保健行政室（留萌保健所）までご相談下さい。

〈新しい飼い主探しネットワーク事業〉

平成 14 年 7 月より留萌振興局環境生活課自然環境係（旧留萌支庁）では、留萌振興局保健行政室において引き取られた犬及び猫に、できるだけ生存の機会を与えるため、各振興局が譲り受け（飼育）を希望する管内住民に対し、積極的な譲渡を行う事業を実施しています。

【飼育方法】

犬が、人または家畜に害を与えたり、他に迷惑をかけないように飼育しなければなりません。

また、飼育する場所は常に清潔にしなければなりません。

【人や家畜に害を加えたとき】

すみやかに市役所環境保全課に加害届を出し、再び事故を起こさないよう処置をしなければなりません。

場合によっては必要な処置を命ずることもあります。

〈注〉 上記の事項に違反しますと 5 万円以下の罰金または科料に処されます。

【畜犬飼育の表示】

犬を飼育していることが他人にわかるよう玄関などへ表示をしなければなりません。

〈注〉 上記の事項に違反しますと 3 万円以下の罰金または科料に処されます。



※ 登録時 1 頭に付き 1 枚交付されます。

※ 玄関扉の上部などに貼付して下さい。

【野犬掃とう】

登録や予防注射を受けている犬でも、放していると野犬とみなされ、収容のうえ一定期間後に処分されることとなりますので、飼い犬であっても放し飼いにしないよう飼育願います。



犬を正しく飼うために

【習性】

犬を飼育するために飼い主は犬の習性をよく理解しなければなりません。主な習性は次のとおりです。

〈飼い主に深い愛着を持ち良く従う〉

- かわいがってくれる人、強いと思うものには従うが、知らない人や犬にはなじまないことがあります。

〈走るものを追う、つかまえようとする〉

- 猟犬の性質の一つですが、犬を見て急に駆け出して逃げたりすると、追いかけられ咬まれる事故につながります。

〈警戒心が強く縄張りを守る〉

- 番犬として役立ちます。
- 気ごろの知れない犬に近づくときは注意が必要です。

〈群れを作ることを好む〉

- 野犬が群れをなして横行する例があります。
- 野生時代からの習性でリーダーができ、それぞれの行動範囲（縄張り）があるようで、犬を放したり捨てたりすると、狂暴な野犬集団をつくる結果になりかねません。



【本能】

本能とは、動物が生まれながらに持つ一定の適応様式であって、その主なものは次のとおりです。

〈生殖本能〉

- 子孫を残し、種族繁栄のために放任すれば、発情期の遠吠え、逃げ出し、けんか、野性化等の根源となります。

〈菜食本能〉

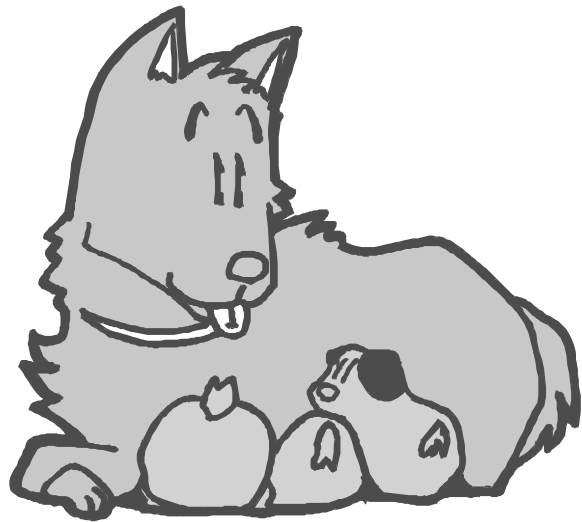
- 生命と成長の維持。

〈母性本能〉

- 子供を守り育てる。

〈防衛本能〉

- 身を守る。



【生理】

〈発情とその周期・妊娠期間〉

- 平均してメス犬は、生後8～10ヵ月で最初の発情がきて、以後6ヵ月間隔で年2回、オスの場合はメスのその時期に合わせて行動します。
- 妊娠期間については約2ヵ月です。

【運動】

運動は飼い主と犬との交流のもっとも大事な時間です。

お互いの健康増進のため、日課として実行しましょう。

せまい犬舎にいれられ、また、つながれている犬では、毎日30分くらいは必要でしょう。

〈運動させるときに気をつけたいこと〉

①ふんの後始末

運動には排泄がつきものです。人家の多いところでは特に迷惑にならない場所を選んでさせ、ふんの後始末をするのも飼い主の責任です。

また、尿をさせる場所にも気をつけて下さい。

※ ふんは自宅のトイレなどで処理するか、不燃ごみとしてクリーンステーションに出して下さい。

②事故を起こさない

運動をさせる人が、犬に引きずられたり、とっさのときに押さえきれないのでは困ります。

首輪が抜けたり、リードがはずれたり、切れることのないように、よく点検しリードが強く引っ張られて手から抜けないように巻き付けて持つなどの注意が大切です。

また、交通の激しい場所、人通りの多いところ、子供の遊び場などを避け、通学などの時間帯をはずすように心がけ、交通事故、咬まれる事故からお互いを守りましょう。



【ドッグランの利用】

船場公園内のドッグランでは、リード（ひも）をはずして犬に運動をさせたり、しつけをする場として利用できる施設です。

＜マナーを守り事故のないよう楽しく利用しましょう。＞

○子供のみの利用はできません。大人同伴で利用しましょう。

○犬のフンやごみは各自の責任で必ず持ち帰りましょう。

○敷地内での飲食、喫煙は出来ません。

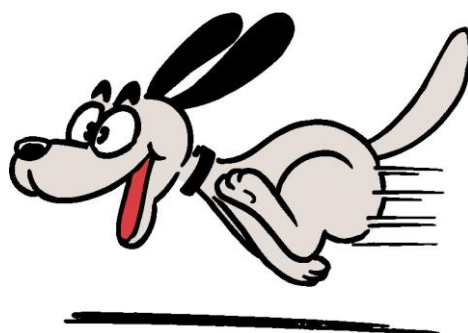
○入場及び退場時の扉の開閉は各自の責任できちんといきましょう。

＜ドッグランの利用できる犬は＞

○畜犬登録と狂犬病予防注射を済ませている。

○「もどれ！」「やめ！」など飼い主の命令が聞けることが必要です。

※敷地内での事故、トラブル等は当事者同士で解決して下さい。市は責任を負いません。



ドッグランについてのお問い合わせは
都市環境部都市整備課管理係
(☎ 4 2 - 2 0 1 0 課直通)

【犬の病気】

犬も人間と同じ哺乳動物なので色々な病気をします。

高齢犬の病気は主に８歳頃から現れてくる病気をいいます。

素人療法でこじらせたりせず、早めに獣医に診てもらいましょう。

〈こんなときは病気です〉

① 食欲動作	元気や食欲がなく、異物を食べる
② 眼	充血し、涙や目やにが多い。
③ 鼻	鼻先がかわいて、鼻汁を出す。
④ 呼 吸	呼吸が苦しそうに早く、吐く息に悪臭がある。
⑤ 被 毛	毛につやがなくなり、抜け毛することがある。

※ 犬の体温は幼犬で３７．５度～３８度、成犬で３７．５度～３８．５度が平熱です。

※市内の開業獣医師及び獣医師会

○はしばトントン動物病院 院 長 橋 場 徹
留萌市宮園町１丁目１－２４ ☎ ４ ３ － ５ ６ ２ １

○るもい南町動物病院 院 長 竹 内 憲 三
留萌市南町２丁目１７５ ☎ ４ ２ － ４ ２ ０ ８

○北海道獣医師会留萌支部

天塩郡天塩町字オヌブナイ ３ ７ ６ ２ 番地の ８

N O S A I 北海道留萌支所 留萌北部家畜診療所内

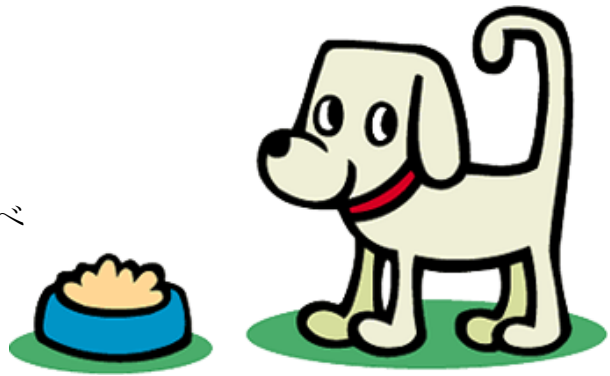
☎ ０ １ ６ ３ － ２ ４ － ３ ３ ５ １

【しつけ】

犬を飼う人の最高の喜びは、よく服従してくれることでしょう。犬のしつけは、社会化期（生後4週齢以降～12週齢）の時期でも本能である優劣の関係を意識して行動しているので、飼い主は犬のリーダーとなるよう接すると、服従心が伸びて忠実な犬に育ちます。犬に対する必要なしつけの項目だけをあげてみましょう。

〈食事のしつけ〉

- 偏食をさせない。
- 人の食卓の食べ物を食べさせない。
- 拾い食いをさせない。



※ ネギ類、タコ、イカなどを口にすると命の危険があります。

〈迷惑をかけないしつけ〉

- 他の人や、犬に向わせない。
- むだ吠えをさせない。
- むやみにじゃれつかせたり、飛びつかせない。

〈生活のしつけ〉

- 待て、来い、座れ、ハウス（犬舎に入れ）など生活用語を覚えさせ、けじめのある飼育をする。
- 良いこと、悪いことをはっきりと覚えさせる。



【飼育施設】

犬を飼うための設備については、飼う場所、品種、目的によって違ってきます。理想として、こうあるべきだと思っても、現実にはそれを許さない点も多いでしょう。

良い環境と安全を保てるよう、創意工夫しましょう。

【野外で飼うとき】

日当たりが良く、飼い主の目の届く場所が一番です。

犬舎は固定式の本格的なもの、移動式のいわゆる犬小屋タイプがあります。

土地があれば、金網で囲った運動場を作ってやり、自由に行動できれば申し分ありません。

金網は飛び越えられない程度の高さとし、穴を掘って抜け出さないように網の下にブロックかコンクリートを埋め込んでおきましょう。

出入り口の扉は逃げ出すことを防ぐために、必ず内開きに取り付けて下さい。

移動式の小屋は、成犬になっても使えるように大きめにし、掃除がしやすいように工夫しましょう。

犬舎、犬小屋の位置は、隣近所の迷惑にならないよう場所を選び、悪臭、ハエ、蚊などの発生防止に努め、いつも清潔を保つよう心がけましょう。



飼い主の責任と自覚

こんな苦情が寄せられています！

- ・ 犬の放し飼いをする。
- ・ 散歩のときに、ふんの始末をしない。
- ・ 家の塀に尿をかけていく。
- ・ 家の前にふんが放置されている。
- ・ 夜泣きがうるさくて眠れない。
- ・ 敷地内に入ってくる。

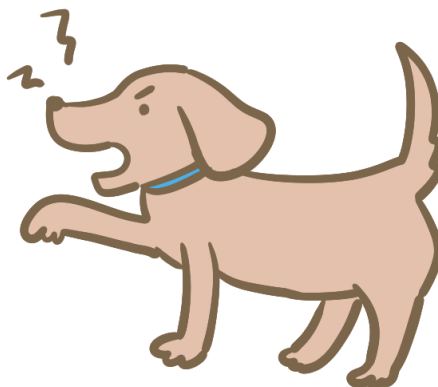
※ マンションなど集合住宅で犬を飼う場合は、特にマナー、ルールを守りましょう。

※ 道路や公園などはみんなのものです。

犬のふんは放置せず、飼い主の方が責任を持って処理して下さい。

また、尿についても他の人に迷惑や不快感を与えないようにしましょう。

※ 犬の好きな人ばかりいるわけではありません。他人に迷惑や危害を及ぼすことのないよう十分な気配りをしましょう。



【次の場合、市役所へ届出が必要です】

- 飼い犬が死亡したとき
- 飼い主の住所が変わったとき
- 飼い主が変わったとき
- 飼い主の氏名が変わったとき
- 飼い犬が行方不明のとき
- 飼い犬が他人に被害を与えたとき

※ 飼い犬が死亡したときは下記または道内の動物霊園等を利用ください。

☆市内の動物霊園等

- 留萌ペット霊園（東大和田）（冬期間休業）

受付場所 島田商店…南町2丁目

☎（0164）42－0425

（株）行徳石材…本町2丁目

☎（0164）42－0847

- ペットセレモあいりす留萌営業所（末広町3丁目）

☎0120－451－594

☆近郊の動物霊園等

- ペット霊園古潭（旭川市神居古潭18番地）

☎0166－72－2003

～ 人と犬の年齢比較（目安） ～

人の出生	犬の出生	人の出生	犬の出生
1 歳	2 0 日	2 2 歳	2 歳
2 歳	4 0 日	2 6 歳	3 歳
3 歳	6 0 日	3 0 歳	4 歳
4 歳	8 0 日	3 4 歳	5 歳
5 歳	1 0 0 日	3 8 歳	6 歳
6 歳	1 2 0 日	4 2 歳	7 歳
7 歳	1 4 0 日	4 6 歳	8 歳
8 歳	1 6 0 日	5 0 歳	9 歳
9 歳	1 8 0 日	5 4 歳	1 0 歳
1 0 歳	2 0 0 日	5 8 歳	1 1 歳
1 1 歳	2 2 0 日	6 2 歳	1 2 歳
1 2 歳	2 4 0 日	6 6 歳	1 3 歳
1 3 歳	2 6 0 日	7 0 歳	1 4 歳
1 4 歳	2 8 0 日	7 4 歳	1 5 歳
1 5 歳	3 0 0 日	7 8 歳	1 6 歳
1 6 歳	3 2 0 日	8 2 歳	1 7 歳
1 7 歳	3 4 0 日	8 6 歳	1 8 歳
1 8 歳	3 6 0 日	9 0 歳	1 9 歳
		9 4 歳	2 0 歳

MEMO

■ 犬についての問い合わせ先

○ 留萌市都市環境部環境保全課環境保全係

留萌市幸町 1 丁目 ☎ 4 2 - 1 8 0 6 （課直通）

○ 留萌振興局保健環境部保健行政室（留萌保健所）

生活衛生課環境衛生係

留萌市住之江町 2 丁目 ☎ 4 2 - 8 3 3 2 （直通）

○ 留萌振興局保健環境部環境生活課自然環境係

留萌市住之江町 2 丁目 ☎ 4 2 - 8 4 3 6 （直通）

留 萌 市 民 憲 章

〔 目 標 〕

1. 海の資源や山の緑を大切にして美しい市にしよう。
1. 人に迷惑をかけず公共の物を大切にして清潔な市にしよう。
1. きまりを守り、みんなでたすけ合う秩序ある市にしよう。
1. 働くことによるこびをもって、仕事に精を出し豊かな市にしよう。
1. 丈夫なからだとあかるい心をもち、平和な市にしよう。

令和 7 年 4 月 1 日 発行

発 行 ・ 編 集

留萌市都市環境部
環境保全課環境保全係

〒077-8601

留萌市幸町 1 丁目 11 番地

TEL 42-1806（課直通）

URL <http://www.e-rumoi.jp/>

Mail seikatukankyou@e-rumoi.jp